

バーベキューや花火時の事故に注意!

夏は、バーベキューや花火などで火を使うことが多い季節。例年、やけどの事故が多く報告されており、また、感染対策として日常的に使用している手指消毒のアルコール液が原因での引火事故も報告されています。使い方に注意し、安全で楽しい時間を過ごしましょう。

事例 1

バーベキューの火が弱くなったため、着火剤をつぎ足したところ、突然火が大きくなり、火の玉が飛び散った。2～3メートル離れたところにいた子どものところまで飛散し、足にやけどを負った。
⇒着火剤は揮発性が高く、引火しやすいメチルアルコールが使用されています。着火剤を使用する時は、十分に距離を取り、つぎ足しは絶対にしないでください。注意事項を守って正しく使用しましょう。

事例 2

1歳の子どもの、落ちていた花火の灰を触ってしまい、やけどを負った。
⇒花火をする時は、大人が必ず付き添いましょう。使用後の花火も火種がくすぶっている場合があります。バケツに張った水に落とし、確実に火を消しましょう。

事例 3

新型コロナウイルス感染対策のため、手指の消毒をした。その直後に花火をしたところ、衣類に引火しやけどを負った。
⇒消毒液の成分の多くがアルコールです。スプレータイプの消毒液では衣服に付着したことに気付かず、火気に近づくことで燃え移る危険があり、注意が必要です。花火の際は、アルコール消毒が衣服に付着しないようにしたり、燃えやすい服を避けるなどの注意が必要です。

相談業務の案内

相談は無料で秘密は厳守します。気軽にどうぞ。市内の方であれば、どの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所	問合せ先
弁護士相談(事前に要予約) (弁護士が法的な見解等を助言) ※予約開始 9月分:8/1(月)～10月分:9/1(木)～ (各日8時30分より受付) ※同じ案件での相談は2回まで (異なる会場で相談しても同様)	8月12日(金)、26日(金) 9月9日(金)、22日(木) 10時～12時	本庁舎 2階/市民相談室	市民生活課 ☎(21) 2122
	9月15日(木) 10時～12時	大平隣保館 ☎(43) 6611 ☎0120-46-7830	
	9月20日(火) 10時～12時	藤岡総合支所 別館 2階 会議室	
	8月16日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館 2階 会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
	9月27日(火) 10時～12時	西方総合支所 1階 会議室	
	8月18日(木) 10時～12時	岩舟総合支所 会議室棟 1階第1会議室	
法律相談(事前に要予約) ※栃木市社会福祉協議会主催	8月2日(火)、16日(火) 9時～12時	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館	社会福祉協議会大平支所 ☎(43) 0294
宅地建物相談 売買や賃貸借、所有と管理 予約開始:8/1(月)8時30分～	8月19日(金) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室	市民生活課 ☎(21) 2122
行政書士相談 相続・遺言、農地転用、開発行為等の手続き 予約開始:8/1(月)8時30分～	8月19日(金) 14時～16時		
消費生活相談 (商品やサービスなど消費生活全般)	月～金曜日 9時～16時 (第2・4・5金曜日は休所)	本庁舎 2階 消費生活センター ☎(23) 8899 FAX (23) 8820	
合同相談 (行政相談・人権相談) ◆移動県民相談も同時開設	◆8月9日(火)、23日(火) 10時～12時	本庁舎 2階 市民相談室	
	9月15日(木) 10時～12時	大平総合支所 1階 相談室	
	9月20日(火) 13時30分～15時30分	藤岡総合支所 別館 2階 会議室	市民生活課 ☎(21) 2122
	8月16日(火) 10時～12時	都賀総合支所 別館 2階 大会議室	
	9月27日(火) 13時30分～15時30分	西方公民館 2階 小会議室	
	8月18日(木) 13時30分～15時30分	岩舟総合支所 会議室棟 1階第1会議室	
市民相談 (日常生活の問題など)	月～金曜日 9時～17時	本庁舎 2階 市民相談室	
人権相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	大平隣保館 ☎(43)6611 ☎0120-46-7830、厚生センター ☎(24)2444、人権・男女共同参画課 ☎(21) 2161	
配偶者等からの暴力(DV)相談	月～金曜日 9時～16時	配偶者暴力相談支援センター ☎(21) 2218	
いじめ相談電話	月～金曜日 9時～17時	本庁舎青少年育成センター ☎(24)0667 ✉gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
青少年相談 (非行問題・不登校など) ※土日祝日・時間外は事前に予約が必要		本庁舎青少年育成センター ☎(23)6566 ✉gakusyu03@city.tochigi.lg.jp	
家庭児童相談 (0～17歳の子どもとその家族)	月～金曜日 9時～16時	本庁舎家庭児童相談室(子育て支援課内) ☎(21) 2227	
児童虐待相談	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎/子育て支援課 ☎(21) 2227 ※左記以外の時間は ☎189 (児童相談所全国共通ダイヤル)	
婦人・ひとり親家庭相談	月～金曜日 9時～16時	本庁舎子育て支援課 ☎(21) 2229	
障がい児者相談 (福祉サービスの利用・障がい理由とする差別・合理的配慮及び虐待防止)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎障がい福祉課 障がい児者相談支援センター係 ☎(21) 2219 FAX (21) 2682	
ひきこもり相談(要予約) ※事前にお話を伺います。	第2木曜日(次回8月18日) 10時～12時、13時～15時		
就労支援相談(事前に要予約) (40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日13時～21時 第1・3土曜日17時～21時	栃木勤労青少年ホーム ☎(22) 3113	
	第2・4月曜日13時～21時 第1・3土曜日13時～16時	大平勤労青少年ホーム ☎(43) 5191	
高齢者相談 (介護や福祉、生活全般、虐待)	月～金曜日 8時30分～17時15分	本庁舎 栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21) 2245・2246	
もの忘れ相談 (認知症の専門員による相談)	8月5日(金) 10時～11時30分	本庁舎 1階 市民スペース/栃木中央地域包括支援センター係 ☎(21)2171・2246	

悪質な点検商法に注意してください!



住宅リフォーム工事や屋根工事の勧誘が目的ということをお知らせせず点検を持ち掛け、不安をおおって契約を迫る「点検商法」の相談が消費生活センターに多く寄せられています。特にこれからの季節は大雨や台風が多くなるため、業者の訪問に特に注意が必要です。

事例 1
不安をおおき、必要のない契約を迫る

「近くで工事をしている」という業者が来て、「お宅の屋根が傷んでいるように見えたので、ついでに点検しますか?」と言われて頼んだ。業者に、「このままでは雨漏りする」と言われ、直ぐに契約したが、後で必要のない契約だと分かった。

事例 2
嘘の理由で保険支払い請求をさせる

「火災保険を使って屋根の修理をしないか」と業者が訪れ、「保険の範囲内で修理する、自己負担はない」と言われ契約した。保険会社には、2年前の台風で壊れたと言うように指示され困った。

事例 3
独り暮らしの高齢者を狙い、高額な契約をさせる

独り暮らしの高齢の父が、外壁工事の契約をしていた。父は認知症があり、契約時のことをよく覚えていない。

アドバイス



- ・突然訪問に来た業者に、**点検させないように**しましょう。
- ・訪問販売は、不意打ち性が高く、冷静な判断ができずに契約に至ってしまうケースがあります。業者に急かされても**直ぐには契約せず、複数の業者から見積もりを取りましょう**。修理や工事をする際は、**家族に相談し、本当に必要な契約か比較検討**しましょう!
- ・経年劣化した部分の修理は、火災保険の保険金は支給されません。保険会社に申請する際に、**嘘の説明をするように言われた時は、きっぱりと断りましょう**。
- ・コロナ禍で、離れて暮らす家族と疎遠になりがちです。**こまめに連絡を取り、不審な契約がないか注意**しましょう。

訪問販売で契約した場合、契約した日から8日間はクーリング・オフ(頭を冷やして考える期間)ができます。クーリング・オフ期間が経過しても、おかしい、納得できないと思った場合には、**消費生活センターに相談**しましょう!

☎ 消費生活センター (本庁舎 2階) ☎ (23) 8899 FAX (23) 8820

相続・遺言・登記・会社設立 等 佐山司法書士事務所

親身になって相談に応じます

司法書士 佐山 隆
 土地家屋調査士 佐山 健太郎
 行政書士

栃木市旭町19番16号 栃木市文化会館斜め前
 TEL0282(24)2555 (平日)8:30～18:30

(土・日・祝) 事前予約にて承ります



遺言 相続 贈与

あんしん相続セミナー

参加無料

<日時> **8/7日** PM1:30～3:00 (開場 1:00)

<テーマ> 今日からスタート!“終活”

<会場> 小山城南市民交流センター
 小山市東城南4-1-12 ゆめまち2階会議室

お申込・お問合せ
 相続相談あんしんプラザ
 行政書士 細見愛子

相続相談あんしんプラザ

無料相談実施中 予約制

お気軽にお電話を! ☎ **0285-38-9550**